精神神経学雑誌投稿奨励賞（地方会部門）
近畿精神神経学会　規程

（目的）
第１条　本賞は、近畿精神神経学会の一般演題の中から優秀な発表を顕彰し、精神神経学雑誌への投稿を促し、精神医学の発展に寄与することを目的とする。

（応募対象）
第２条　応募者は、近畿精神神経学会一般演題の筆頭著者とする。

（応募方法）
第３条　応募者は、近畿精神神経学会の定めに沿って応募する。

（受賞候補者の推薦）
第４条　近畿精神神経学会が審査の上で、審査結果に基づき受賞候補者１名を選考し、日本精神神経学会へ推薦する。

申し合わせ事項
１．発表の共同研究者などの利益相反のある委員は、当該発表の審査は行わない。
２．受賞候補者は、１大会につき１名まで選出できる。
３．応募者が一般演題を複数出している場合、複数応募することができる。
４．受賞のいかんに関わらず、応募者は次年度以降も応募することができる。

付則
一　本規則は、近畿精神神経学会の承認を得て改訂できるものとする。
二　本規則は、2021 年 4 月 1 日より施行する。